

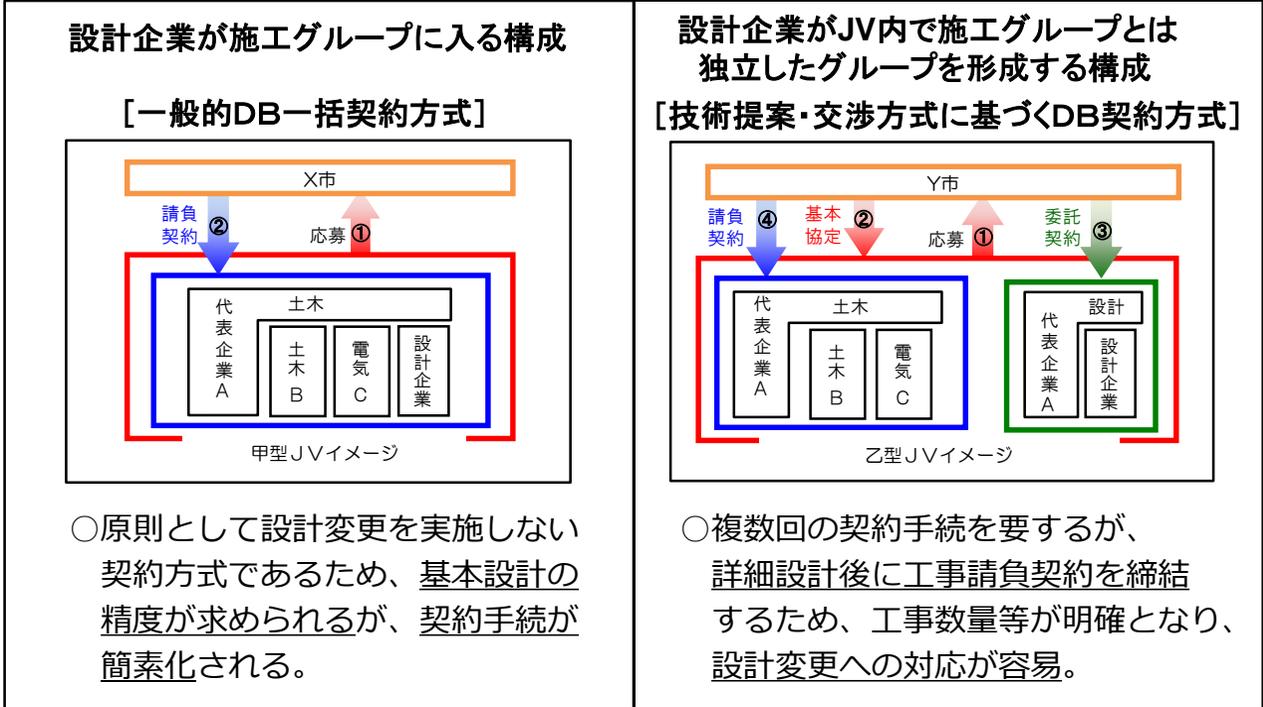
下水道未普及早期解消のための事業推進マニュアルの改訂ポイント（H30.03改訂）

- 平成27年度に「下水道未普及早期解消のための事業推進マニュアル（案）官民連携事業導入編」を作成。
（以下、推進マニュアル（案）とする）
- 推進マニュアル（案）は、官民連携による下水道の面整備を推進するため、設計・施工一括発注方式（DB発注方式）による実践的な検討手順等を示したもの。
- 今回、契約から事業開始の手続きに関してモデル都市の先行事例を参考に改訂版としてとりまとめ。
（モデル都市：岩手県久慈市、秋田県大館市、神奈川県葉山町、静岡県伊豆の国市、愛知県豊田市、兵庫県加古川市）

○今回改訂(追補)部分

第11章 事業者の募集、評価・選定、公表
§ 43 募集公告時の必要資料
§ 44 事業者の募集に関する基本的な考え方
§ 45 事業者の選定方法
§ 46 事業者の選定基準の検討
§ 47 審査委員会の設置
§ 48 事業者の公表時の留意事項
§ 49 事業の中止
第12章 事業契約等の締結等
§ 50 設計変更を含めた契約フロー
§ 51 事業契約の基本的な考え方
§ 52 事業契約の締結
§ 53 設計変更の考え方
§ 54 事業契約の変更・取消し
第13章 事業の実施
§ 55 事業の開始
§ 56 要求水準等の確認

○設計施工一括発注における応募グループの構成（第11章 § 44）



○従来管路敷設工事を実施していた地元企業の活用や設計変更への対応を考慮し、各地方公共団体にあった事業スキームを適用することが重要。